

給与支払報告書の書き方

記入例

① 住所・氏名

住所・氏名(フリガナ)は令和6年1月1日現在の状況を記入してください。

②個人番号

給与等の支払いを受ける者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

③所得控除の額の合計額

給与所得控除後の金額から差し引かれる基礎控除等、控除した全ての合計額を記入してください。

④源泉徴収税額

年末調整後の年税額を記入してください。退職した場合など年末調整をしていない人は、徴収税額を記入してください。

⑤(源泉)控除対象配偶者の有無等

・「有」欄は、年末調整の適用を受けている方が控除対象配偶者を有しているとき、または年末調整の適用を受けていない方が源泉控除対象配偶者を有しているときに○を記入してください。

・「老人」欄は、控除対象配偶者または源泉控除対象配偶者が昭和29年1月1日以前生まれの場合に、右記のように2か所に○を記入してください。

⑥配偶者(特別)控除の額

「給与所得者の配偶者控除申告書」に基づいて計算された配偶者控除額、または配偶者特別控除額を記入してください。

⑦特定扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち 19歳以上 23歳未満の人(平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人)の数を記入してください。

⑧老人扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち 70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた人)の数を記入してください。

老人扶養親族が同居している場合は、「⑪」欄にその人の数を記入してください。

⑨その他の扶養親族の数

控除対象扶養親族で 16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)のうち、特定扶養親族、老人扶養親族以外の人の数を記入してください。

⑩16歳未満扶養親族の数

扶養親族のうち 16歳未満の人(平成20年1月2日以降に生まれた人)の数を記入してください。

⑪障害者の数

⑤、⑦~⑩及び同一生計配偶者のうち障害者控除の対象者の数を記入してください。特別障害者が同居している場合は、特別障害者「⑫」欄にその人の数を記入してください。

例①：控除対象扶養親族3人のうち

1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
特 別 障 害 者	老 人	そ の 他	特 別 障 害 者	老 人
1	3		1	1

例②：16歳未満の扶養親族2人のうち1人が

別居の特別障害者である場合

16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)			障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 である 扶養親族の数
特 別 障 害 者	老 人	そ の 他	特 別 障 害 者	老 人
2	1		1	1

*配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者の障害者控除については裏面の⑪摘要欄の記入事項2をお読みください。

給与支払報告書(個人別明細書)		種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				
※区分	支払を受け る者 所	①	福井県三方上中郡若狭町中央 1-100	② ****	③ 5,939,846	④ 211,000				
氏名	① 若狭 一郎	⑤ 有無	⑥ 除の額	⑦ 定	⑧ 老人	⑨ 他	⑩ 16歳未満扶養親族の数 (配偶者を除く。)	⑪ 16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)	⑫ 障害者の数 (本人を除く。)	⑬ ある
○ 有 ○ 従有 ○	○ 380,000 ○ 1,209,846	○ 2 ○ 2	○ 2 ○ 2	○ 1	○ 5	○ 1	○ 1 ○ 2	○ 1 ○ 2	○ 1 ○ 2	○ 1 ○ 2
社会保険料等の金額	⑭ 120,000 ⑮ 1,209,846	生命保険料の控除額	⑯ 120,000	地震保険料の控除額	⑰ 50,000	住宅借入金等特別控除の額	⑱ 205,000	⑲ 11,500,000	⑳ 9,000,000	㉑ 176,460 ㉒ 19,600 ㉓ 360,000 ㉔ 180,000
(摘要) ⑯ (1) 子 若狭 三郎(非居住者) (2) 子 若狭 空子(年少扶養) ワカ物流㈱ 支給額 5,800,000 円 社会保険料 357,920 円 源泉徴収税額 98,800 円 (R5.6.30 退職)	㉕ 180,000 ㉖ 100,000 ㉗ 90,000 ㉘ 360,000 ㉙ 180,000	㉚ 300,000 ㉛ 176,460 ㉜ 19,600 ㉝ 360,000 ㉞ 180,000	㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000	㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000 ㉟ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460 ㉛ 19,600 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000	㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000 ㉛ 150,000						
㉛ 180,000 ㉛ 100,000 ㉛ 90,000 ㉛ 360,000 ㉛ 180,000	㉛ 300,000 ㉛ 176,460<br									

給与支払報告書の書き方（裏面）

⑩基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者は、その所得金額に応じて控除額が遞減、所得金額が2,500万円を超える者は基礎控除の適用はできません。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額：2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	適用なし

⑪所得金額調整控除

以下のいずれかに該当する者は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与等の収入が850万円を超える場合

- 本人が特別障害者に該当する。
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円上限）－850万円）×10%

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。ただし、①がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円限度）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円限度））－10万円

⑯摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑮に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係がわかるようにしてください。
また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。

- 16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「（年少）」と付記してください。
- 国外に居住している場合：氏名の後に「（非居住者）」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることができませんが、障害者にかかる控除は受けることができます。

この場合の同一生計配偶者が、障害者・特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を（同配）と付記してください。

この場合、「⑯（源泉・特別）控除対象配偶者」には記入をされないよう注意してください。

3. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

4. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、町・県民税を特別徴収（給与天引き）できない事情がある場合には、「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することができます。

また、普通徴収となる方の人数を、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」にご記入ください。

5. 給与所得者本人の住民登録が若狭町にない場合

令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

【2の記入例】

（摘要）
若狭 花子（同配）

【5の記入例】

（摘要）
住民登録地：＊＊市〇〇〇 1-1

⑯住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日（1回目）	C 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	D	住宅借入金等年末残高（1回目）	E 円
	住宅借入金等特別控除可能額	B 円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築または増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「（特）」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合には「増（特）」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。